

●香川県選挙管理委員会告示第10号

香川県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年1月30日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

香川県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

香川県選挙管理委員会規程（昭和23年香川県選挙管理委員会告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第9条 委員会は、必要があると認めたときは、知事又は <u>関係行政機関の職員</u> の出席を求め、その説明を聴取することができる。	第9条 委員会は必要があると認めたときは <u>知事又は関係ある官吏、若しくは吏員</u> の出席を求め <u>その説明を聴取するものとする</u> 。
第15条 略	第15条 委員会に関する事務を処理するため県に委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。
2 事務局のほか、特に必要がある場合は、委員会地方事務局（以下「地方事務局」という。）を置くことができる。	2 事務局のほか、特に必要がある場合は、 <u>市に</u> 委員会地方事務局（以下「地方事務局」という。）を置くことができる。
3・4 略	3・4 略

附 則

この規程は、平成19年1月30日から施行する。